

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成30年7月13日 06時30分ごろ
発生場所	不明（北海道石狩市濃屋漁港沖）
事故の概要	漁船第八鳥海丸は、操業中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成30年7月24日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八鳥海丸、4.5トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-93958、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	発電機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過等	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、濃屋漁港沖でなまこ桁網漁の操業をしていた。</p> <p>船長は、船速が低下したので主機に異常を生じたと思い、主機の点検を行ったところ、潤滑油冷却器（以下「本件冷却器」という。）付近から海水が噴出しているのを認めた。</p> <p>船長は、主機を停止したところ、海水の噴出は止まったものの、主機を始動すると噴出するので、ビルジポンプでは排出しきれないと思い、主機の運転を断念して僚船にえい航を依頼した。</p> <p>本船は、来援した僚船にえい航されて濃屋漁港に入港し、後日、機関修理業者が主機の点検を行ったところ、本件冷却器の蓋に設けられた防食亜鉛取付口に取り付けられた「防食亜鉛のプラグ」（以下「本件プラグ」という。）のねじ部の腐食が進行して本件プラグが防食亜鉛取付口から脱落していたことが判明した。</p> <p>主機の冷却海水は、船底弁から機付海水ポンプにより吸入加圧されて清水冷却器、空気冷却器、本件冷却器及び減速逆転機潤滑油冷却器を順に冷却した後、船外に排出されていた。</p> <p>機関取扱説明書には、防食亜鉛について、定期的に点検を行い、主機の運転時間500時間ごと、又は2～3か月ごとに交換するよう記載されている。</p>
分析	本船は、濃屋漁港沖でなまこ桁網漁の操業中、本件プラグのねじ部の腐食が進行し、本件プラグが本件冷却器の防食亜鉛取付口から脱落したことから、同取付口から海水が噴出し、機関室に浸水したものと

	考えられる。
原因	本事故は、本船が、濃昼漁港沖でなまこ桁網漁の操業中、本件プラグのねじ部の腐食が進行し、本件プラグが本件冷却器の防食亜鉛取付口から脱落したため、同取付口から海水が噴出し、機関室に浸水したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 主機の潤滑油冷却器の防食亜鉛は、その取付部及びプラグも含め、機関取扱説明書に記載している時間ごとに点検を行い、必要に応じて交換等を行うこと。